



Title	1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(3)
Author(s)	佐藤, 鉄男//訳; 町村, 泰貴//訳
Citation	北大法学論集, 39(1), 248-212
Issue Date	1988-08-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16625
Type	bulletin (article)
File Information	39(1)_p248-212.pdf



[Instructions for use](#)

1985年のフランス倒産法 に関する法文の翻訳 (3)

佐藤鉄男
町村泰貴

1985年1月25日法律98号第2条および第7条の適用のため制定
される1985年12月27日デクレ1387号

(注)

本デクレの【参照条文】における略号のうち、「法」とあるのは1985年1月25日法律98号を指し、その他は38巻3号572頁に掲げたものに従う。

第1条【簡易手続の適用要件】企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第2条第3項の適用について、総売上高の額は1983年11月29日デクレ1020号第17条第3項の規定に従って定められる。この総売上高の額は、最後の会計年度の終了の日において定められる。

- ② 総売上高の限度は2,000万フランとする。
- ③ 上記法律第2条第3項の適用において算定される被用者数は、支払停止の届出の日、あるいは債権者による呼出の日、あるいは共和国検事の申請の日、あるいは、職権による係属の場合は裁判所所長による債務者の召喚の日に、企業により雇用されている被用者の数とする。

【参照条文】法 art. 2, T. 2.

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

第2条【裁判所の管轄権】上記1985年1月25日法律第7条の適用について、管轄権ある
本国の裁判所の所在地およびその管轄区域は、下記の付表AおよびBに従って定
める。

【参照条文】法 art. 7

第3条【最終規定】国璽尚書、司法大臣は、本デクレの執行に責任を負い、本デクレは
フランス共和国官報に公示される。

付表A【商人・職人に対する更生・清算手続の管轄裁判所】

省略

付表B【商人・職人以外の者に対する管轄裁判所】

企業の裁判上の更生および清算に関する 1985年12月27日デクレ1388号

目次

第1編 通常の裁判上の更生制度

第1章 準備手続

第1節 裁判所の係属および裁判 (art. 6～22)

第1小節 債務者の届出による係属 (art. 6)

第2小節 債権者による呼出に基づく係属 (art. 7)

第3小節 職権または共和国検事の申請に基づく係属 (art. 8～11)

第4小節 裁判所の通知 (art. 12～13)

第5小節 手続開始 (art. 14～20)

第6小節 判決の公示 (art. 21～22)

第2節 手続の諸機関 (art. 23～31)

第3節 管理人の報告書および提案 (art. 32～45)

第4節 準備期間中の企業 (art. 46～64)

第1小節 保全措置 (art. 46～53)

第2小節 企業の運営 (art. 54～56)

第3小節 事業の継続 (art. 57～62)

第4小節 被用者の地位 (art. 63~64)

第2章 債権届出と調査

第1節 債権届出 (art. 65~70)

第2節 債権の調査 (art. 71~75)

第3節 労働契約から生じる債権の調査 (art. 76~81)

第4節 債権表 (art. 82~85)

第3章 企業継続または譲渡計画

第1節 計画に関する判決に共通の規定 (art. 86~96)

第2節 企業の継続 (art. 97~103)

第3節 企業の譲渡 (art. 104~109)

第2編 簡易手続 (art. 110~118) (以上本号)

第3編 裁判上の清算

第1章 清算人 (art. 119~124)

第2章 積極財産の換価

第1節 不動産の売却 (art. 125~138)

第1小節 不動産差押または随意競売の方法による売却 (art. 125~137)

1. 共通規定 (art. 125~128)

2. 不動産差押による売却についての特別規定 (art. 129~131)

3. 随意競売の方法についての特別規定 (art. 132~137)

第2小節 合意による売却 (art. 138)

第2節 生産設備の売却 (art. 139)

第3節 順位に関する手続 (art. 140~151)

第1小節 順位手続 (art. 141~144)

第2小節 登記の抹消 (art. 145~147)

第3小節 異議 (art. 148~151)

第3章 処理終結 (art. 152~154)

第4編 不服申立方法 (art. 155~162)

第5編 法人およびその理事に対する特則 (art. 163~171)

第6編 雑則 (art. 172~194)

第7編 経過規定 (art. 195)

第8編 最終規定 (art.196~200)

(注) 本デクレの【参照条文】における略号は、デクレ1387号と同一であるほか、次の略号を使用する。

O-D. = Décret n° 67-1255 du 31 décembre 1967.

第1条【管轄】 通常の裁判上の更生制度または一定の企業に適用される簡易手続を処理するための土地管轄権を有する裁判所は、債務者の企業の本社またはフランス領土内に本社がないときは主たる営業所を管轄区域内に有する裁判所とする。

【参照条文】旧法 D. art. 1, O-D. art. 1.

法 art. 7,

デクレ n° 85-1387, art. 2.

第2条【無管轄の抗弁の方式】無管轄の抗弁は、下記第3条、第4条および第5条の規定を留保して、新民事訴訟法典第75条から第99条までにより規律される。

【参照条文】旧法 O-D. art. 2.

法 art. 7.

第3条【控訴院による管轄裁判所の指定】企業の裁判上の更生または清算に関する1985年1月25日法律98号第7条第2項の適用により自己の管轄に属しないと、裁判所が職権によりまたは抗弁に基づいて評価する請求が裁判所に係属した場合、裁判所所長は直ちに事件記録を理由を付した命令に基づいて控訴院院長に送付し、控訴院院長は、当事者を審尋しまたは書記により召喚して、管轄する裁判所を指定する。

- ② 裁判所所長および控訴院院長の裁判は、裁判所または控訴院の書記により直ちに当事者に送達され、いかなる不服申立も許されない。
- ③ 院長の裁判は当事者および移送先の裁判官を拘束する。
- ④ 院長の裁判を待つ間、裁判所は、特に1985年1月25日法律第26条に定められた措置の実行をなす資格を、この目的のための一時的な受託裁判官の許可の下で有する臨時受託者を、指名することができる。裁判所はまた、仮の措置として、財産目録作成および封印の実施を命じることができる。

【参照条文】旧法 L. art. 5, D. art. 3, O. art.10, O-D. art.10.
法 art. 7.

第4条【無管轄の場合の保全措置】1985年1月25日法律第7条第2項の適用から生じる場合以外の場合において、裁判所は、自ら無管轄を宣言するときに、前条最終項に規定された保全措置または仮の措置を命じることができる。

【参照条文】法 art. 7.

第5条【管轄権がある場合の本案裁判】管轄権に異議がある場合、裁判所は、自ら管轄権のあることを宣言するときに、同じ判決で本案についても裁判しなければならない。

【参照条文】旧法 D. art. 2.

第I編—通常の裁判上の更生制度

第I章—準備手続

第I節—裁判所の係属と裁判

第I小節—債務者の届出による係属

第6条【債務者による届出の方式】支払停止または和解的整理の金融に関する約定不履行の届出は債務者が管轄裁判所書記課に提出する。

② この届出には、最終会計年度の年次会計書の他に、届出の日に作成した以下の書面を添付する。

- 1号 下記第21条に規定された登録簿および名簿への登録抄本。
- 2号 少なくとも3カ月前にさかのぼった資金調達状況書。
- 3号 1985年1月25日法律98号第2条および第7条の適用のため制定される1985年12月27日デクレ1387号第1条で定めた、被用者数および総売上高の額。
- 4号 債権者の氏名および住所の表示を付けた債権債務の見積一覧表、および被用者については、未払金の総額。
- 5号 積極および消極の担保一覧表ならびに貸借対照表外の約定の一覧表。
- 6号 債務者の財産の簡易目録。
- 7号 会社債務に連帯責任を負う構成員が存する法人の場合、氏名および住所の項

目を伴うその者の名簿。

8号 裁判所の審尋を受ける資格を有する企業委員会または従業員代表委員の代表者が既に指定されているときは、それらの者の氏名および住所。

③ これらの文書は、届出人が日付をつけ、署名し、誠実かつ真正であると証明しなければならない。

④ これらの文書のどれかが提出され得ず、または不完全にしか提出され得ない場合、届出においてその提出を妨げる理由を示さなければならない。

【参照条文】旧法 D. art. 4, O. art. 4, O-D. art. 4,

法 art. 3.

第2小節—債権者による呼出に基づく係属

第7条【債権者による呼出の方式】債権者による呼出は債権の性質および額を明らかにし、債権取立のためなされている訴訟または強制執行があるときはそれらの指摘を含めなければならない。

② 和解的整理の不履行の場合を除き、裁判上の更生手続開始の請求は、他のあらゆる請求を排除し、職権で斟酌すべき不受理事由となる。

【参照条文】旧法 D. art. 5, O-D. art. 6,

法 art. 4, 5,

第3小節—職権または共和国検事の申請に基づく係属

第8条【職権による係属】職権による係属の場合、裁判所所長は、評議部を構成する裁判所の下へ、所長の定める期間内に出席するように、書記の責任において、執達書によって債務者を召喚させる。

② 召喚には、所長が職権による係属の理由となるべき事実を説明する覚書が添付される。

③ 書記はこの覚書の写しを共和国検事に送付し、債務者の審問を通知する。

④ 判決は公開の法廷において言渡される。

【参照条文】旧法 D. art. 6, O-D. art. 7,

法 art. 4.

第9条【共和国検事による係属申請】共和国検事は、裁判上の更生手続開始を請求する場合に、裁判所に対してその請求の理由となるべき事実を指摘した申請書を提出する。裁判所所長は、書記の責任において、評議部を構成する裁判所の下へ、所長の定める期間内に出頭するように、執達書によって債務者を召喚させる。

- ② この召喚には共和国検事の申請書が添付される。
- ③ 共和国検事は債務者の審問の日の通知を受ける。
- ④ 判決は公開の法廷において言渡される。

【参照条文】旧法 D, art. 6-1.

法 art. 4.

第10条【支払停止後の死亡】1985年1月25日法律第16条に定められた場合で裁判所が職権による係属を決定し、または共和国検事の申請により係属した場合、同一の手続が債務者の知れたる相続人に適用される。

【参照条文】旧法 D, art. 7.

法 art. 16.

第11条【控訴院による手続開始】裁判上の更生の判決または裁判上の清算を宣言する判決を無効としまたは取消す控訴院は、職権で、裁判上の更生手続を開始し、または裁判上の清算を宣言することができる。

【参照条文】旧法 D, art. 8.

法 art. 171.

第4小節一裁判所の通知

第12条【企業主に対する通知】手続開始について裁判する前に、書記は、裁判所所長の請求により、企業主に対して、裁判所の審尋を受ける資格および1985年1月25日法律第226条に従って不服申立方法を行使する資格を有する者を指名するために、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に集会を持たせなければならないことを通知する。この通知の写しは、書記が企業委員会書記または企業委員会がないときは従業員代表委員に送付する。指名された者の氏名は書記に伝達される。

【参照条文】法 art. 6.

第13条【受託裁判官による調査・報告】 手続開始について裁判する前に、裁判所所長または裁判所は、有用と認めたときは、企業の金融関係、経営関係および労働関係の状況について、ならびに上記1985年12月27日デクレ1387号第1条の意味での被用者数および総売上高の額についてのあらゆる情報の収集のため、裁判官に委託する。受託裁判官は自己の選択に従いあらゆる者に補佐させることができ、それらの者の確認した事項は裁判官の報告書に記載される。この報告書は書記課に提出され、書記によって共和国検事に伝達される。

② 書記は、債務者および申立債権者に対して、裁判所所長の定める期間・方法によって報告書の閲覧ができることを通告する。書記は、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に対して、それらの代表者が書記課において報告書の閲覧ができることを通知し、同時に弁論期日の日付を通知する。

③ 裁判所所長は書記による通知と弁論期日の日付との間に十分な時間が経過したことを確認する。

【参照条文】旧法 D, art. 9, O, art. 5, 8, O-D, art. 8.
法 art. 6.

第5小節—手続開始

第14条【開始の裁判】 裁判所は、受託裁判官があるときはその報告書に基づき、1985年1月25日法律第6条に定められた条件の下で裁判する。判決をその場で下すことができない場合、その言渡しは、その弁論期日において債務者に対し、および申立債権者があるときはその債権者に対して日付を伝達した次の弁論期日に延期される。

② 手続開始判決はその言渡しのと時から効力を生じる。

【参照条文】旧法 D, art. 10.
法 art. 6.

第15条【被用者の代表者の指名手続】 1985年1月25日法律第10条または第14条により指名された管理人または企業主は、開始判決の言渡しから2日以内に被用者の代

表者を指名するため、企業委員会、従業員代表委員またはそれらがいないときは被用者に集会を持たせる。

【参照条文】法 art.10.

第16条【被用者の代表者指名に関する異議】被用者の代表者の指名に関する異議は、小審裁判所に、その書記課への届出によって係属する。

- ② この届出は被用者の代表者の指名から2日以内になされている限りで受理される。
- ③ その係属から5日以内に小審裁判所は、無料で、かつ手続方式にかかわらず、あらゆる利害関係当事者に対して2日前に与えた通常の予告の上で、終審として裁判する。
- ④ 小審裁判所の裁判は、書記課が受領通知請求付書留書筒によって送達する。
- ⑤ 破毀申立期間は5日とする。この申立は、新民事訴訟法典第999条から第1008条までに定められた条件の下で提起され、審理され、判断される。

【参照条文】法 art.11.

第17条【被用者の代表者の解雇】1985年1月25日法律第10条または第139条の適用の下で指名された被用者の代表者の解雇は、労働法典R. 436-1条から R. 436-8条までおよび R. 436-10条の規定により規律される。

【参照条文】法 art.228.

第18条【債務者に対する送達】手続を開始する判決は、書記の責任において債務者に執行吏送達がなされる。

【参照条文】法 art. 6.

第19条【判決の送付先】書記は裁判上の更生手続を開始する判決の写しを、以下の者に直ちに送付する。

- 1号 指名された裁判上の受託者。
- 2号 共和国検事。
- 3号 債務者の本社がある県またはその主たる営業所がある県の国庫会計官。

【参照条文】旧法 D. art.12, O-D. art.11.

法 art. 6.

第20条【準備期間の延長】裁判所は、主任官の報告書に基づき、および共和国検事の意見の後で、準備期間の延長について裁判する。債権者の代表者、管理人および債務者が請求者でないときは、裁判所があらかじめそれらの者の見解を取り纏める。

② 準備期間を延長する裁判は第19条に掲げられた機関に伝達される。この裁判は第21条に定められた登録簿または名簿に記載される。

③ 準備期間が延長された場合、本デクレ第1編および第2編に定められた期間は、裁判官への係属および不服申立方法に関するものを除き、主任官が職権によりまたは管理人、債務者もしくは債権者の代表者の請求により下す命令により、伸長される。

【参照条文】法 art. 8.

第6小節一判決の公示

第21条【登録簿への記載と公告】商業・会社登録簿に登録される商人または法人を対象として債務者の裁判上の更生を開始する判決は、管理人に付与した権限の指摘と共に、その登録簿に記載される。

② 職人を対象とする場合には、手続を開始した裁判所の書記の請求によって、同じ記載が職人名簿、またはパ・ラン県、オー・ラン県およびモーゼル県の企業名簿になされる。

③ 商業・会社登録簿、職人名簿または企業名簿へ登録されない者を対象とする場合、大審裁判所書記課にこの目的のため開設される登録簿に記載がなされ、この場合書記は、企業の本社、企業主または会社理事の名字名前および住所を表示する。

④ 判決の通知は、公告のため民事商事公告官報に送付される。この公告は、債務者の氏名、企業の本社所在地、上に掲げた登録簿または名簿の登録番号、裁判上の更生手続を開始する判決の日付の表示を含む。この公告はまた、債権者の代表者および管理人が任命されているときはその氏名および住所を明らかにする。この公告はさらに、債権者に対する、債権者の代表者の許に債権届出をなすべき旨の通知を含む。

⑤ 同じ通知は、債務者が企業本社または従たる営業所を有する地の法定公告紙に

よってなされる。

⑥ 上に定められた公示は書記が職権で行う。

【参照条文】旧法 D. art.13, 14, O-D. art.12, 13.

法 art. 6.

第22条【支払停止の日付の変更】支払停止の日付を変更する裁判は、上記第21条で定められた登録簿または名簿に記載される。

【参照条文】法 art. 9.

第2節 一手続の諸機関

第23条【代行主任官の指名】開始判決において、または手続中いつでも、裁判所は、一時的に障害が生じた主任官の権限を行使する代行主任官を指名することができる。

【参照条文】法 art.10.

第24条【争訟における主任官の報告】第26条に定められた場合を除き、裁判所は、裁判上の更生または清算から生じてその下に提起されたあらゆる争訟を、主任官の報告書に従って裁判する。

【参照条文】旧法 D. art.16.

法 art.14.

第25条【主任官による裁判】主任官は、自己の管轄に属する請求、争訟および取戻について、ならびに、管理人、債権者の代表者、計画実施監査人、清算人および被用者の代表者の行為に対して向けられる異議について、命令をもって裁判する。

② 主任官が相当の期間内に裁判しない場合、裁判所は職権により、または当事者の請求により係属することができる。

③ 主任官の命令は直ちに書記課に提出され、裁判上の受託者に伝達される。この命令は、その提出のときから、あるいは、請求者が裁判上の受託者でない場合にその請求者およびこの目的のために命令において指名した者に対して裁判官の定めた方式で書記の責任においてなされる送達るときから、8日以内に、書記課に対する

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

通常の届出による不服申立の対象とされ得る。

- ④ 裁判所は命令を無効とし、または変更するため、同じ期間内に職権で係属することができる。

【参照条文】旧法 D, art. 17,

法 art. 14,

第26条【裁判所に係属した場合の主任官排除】主任官は、裁判所が前条の規定により職権で係属し、またはその命令に対して提起された不服申立について裁判する場合に関与することはできず、関与があれば判決が無効となる。

【参照条文】旧法 D, art. 18,

法 art. 14,

第27条【債権者の代表者による通知・諮問】債権者の代表者は債権者に通知および諮問するために、あらゆる措置を行う。

【参照条文】法 art. 46,

第28条【金銭交付の許可】主任官は、管理人または債務者が債権者の代表者に対して、その任務遂行に必要な金銭を交付することを、許可する。

【参照条文】法 art. 46,

第29条【管理人・債権者の代表者による報告】開始判決から、1カ月後に、管理人および債権者の代表者は、手続の進行および企業の状況について、主任官および共和国検事に対して報告を行う。

【参照条文】旧法 D, art. 30,

法 art. 13,

第30条【裁判所による解任の判断】1985年1月25日法律第12条第2項または第148条第2項の適用の下で解任の請求が係属した主任官が3日以内に判断しない場合、請求は呼出によって裁判所の下に直接提起することができる。

- ② 同法第12条第1項および第148条第2項に規定された者の解任が共和国検事により請求された場合、または裁判所が同じ目的で職権により係属した場合、召喚は

場合により第8条または第9条に定められた方式および手続によってなされる。

- ③ あらゆる場合に裁判所は、主任官の報告書に基づき、および共和検事の意見の後で、裁判する。
- ④ 上記の規定は一人ないし複数の管理人の追加についても適用される。

【参照条文】旧法 D. art.21, 22, 23,

法 art.12, 148.

第31条【裁判上の受託者の職務終了における報告】職務を終了した裁判上の受託者は、主任官の立会の下で、その職務を終了した者の要求により債務者を審尋または呼び出して、自己に代わる者に対して報告をしなければならない。

【参照条文】旧法 D. art.24.

法 art.12.

(注) アンダー・ラインの部分は、底本に誤りがあると思われるので、Viandier et Redréo, Redressement et liquidation judiciaires (1986, Litec) によった。

第3節—管理人の報告書および提案

第32条【更生計画の申込の処理】1985年1月25日法律第21条の適用の下で管理人が受領した申込は書記課に提出される。申込者は過去3カ年度の年次会計書および予測会計書の作成義務があるときはそれらを添付する。

- ② 申込書およびそれに添付された文書は主任官に、および請求により共和国検事に伝達される。それらは管理人が有用と判断したときには債務者に伝達されることができる。

【参照条文】法 art. 21.

第33条【資本変更のための総会招集手続】1985年1月25日法律第22条の適用の下で臨時総会または社員総会が開催されるべき場合、管理人は、取締役会、支配委員会または業務執行者に対して、受領通知請求付書留書簡によってその請求をなす。この請求は議事日程を定め、決議案および予定される資本変更の理由を説明する報告書が付加される。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

② 取締役会、支配委員会または業務執行者は、管理人の請求を受領してから3日以内に、総会開催について定めた日付を管理人に知らせなければならない。総会は管理人の請求の受領から30日以内に開催されなければならない。応答がない場合、管理人が総会を招集する。

③ 招集者が誰であっても、総会は商事会社についての1967年3月23日デクレ236号で定めた方式および期間に従って開催されるが、下記第34条から第40条までの規定が適用される株式会社および株式合資会社の総会については別である。

【参照条文】法 art. 22.

第34条【株主に対する招集通知】株主のうちその証券が記名式で議決権を伴う者は、会社の費用で書留書簡により招集される。会社株式が証券取引所、第二市場に登録されている場合、または一般租税法典第163条の8に定められた条件に対応する場合、招集は債務法定公告紙に掲載した通知によりなされる。

② 株式または不分割の持分の共有権者はその権利が記名式登録により確認される場合には書留書簡により招集される。商事会社についての1966年7月24日法律537号第163条第1項により定められた議決権者のための用益権が株式に課されている場合も同様とする。

【参照条文】法 art. 22.

第35条【招集通知の記載事項】招集通知は上記1967年3月23日デクレ236号第123条に規定された項目を含む。

② それにはさらに次の事項を記載しなければならない。

1号 第一回総会が必要定足数に達しなかった場合の第二回総会が開催される日付。

2号 下記第37条第1項で定めた期間の指摘。

③ 二回の総会間の期間は少なくとも6日なければならない。

【参照条文】法 art. 22.

第36条【招集から総会までの必要期間】招集通知を含む公告の日または招集の書簡の送付の日と第一回総会の日との間の期間は少なくとも15日なければならない。

【参照条文】法 art. 22.

第37条【株主による決議案】総会議事日程に対する株主の決議案の登録請求は上記1967年3月23日デクレ236号第128条の受理要件に服し、最初の招集に基づいて開催される総会の日より少なくとも8日前までに、受領通知請求付書留書簡により会社本社に送付されなければならない。

② 決議案の受領は3日以内に通知されなければならない。

【参照条文】法 art. 22.

第38条【委任の方式】上記1967年3月23日デクレ第132条および第134条に規定された条件の下で総会に代理出席するため委任をなすことができる。

② 委任の書式は株主または議決権証明書保持者に送付される。この目的のため、それには以下の事項を記載する。

1号 議事日程。

2号 取締役会、支配委員会、業務執行者、管理人または株主により提出された決議案の文面。

3号 会計監査役の報告書が上記1966年7月24日法律および1967年3月23日デクレに規定されている場合はその報告書。

【参照条文】法 art. 22.

第39条【株主等の書類閲覧権】総会の日在先立つ8日の間、株主または議決権証明書保持者は、会社本社において、管理人および会計監査役の報告書ならびに決議案の閲覧または謄写の権利を有する。

【参照条文】法 art. 22.

第40条【記名式株式等の書類送付請求権】総会の招集から開催の5日前までの間、記名式証券の名義人たる株主はすべて、会社または管理人に対して、管理人および会計監査役の報告書ならびに決議案を、指示した住所において自己に送付することを請求することができる。

② 同一の権利は、無記名式証券の株主で、1982年の金融法の94条—IIの適用のために制定され有価証券の制度に関する1983年5月2日デクレ359号第1条に定められた資格ある株式仲買人の証明書によって証明した者に対しても、総会の日までに会計簿に登録された株式の譲渡不能を確認した上で、与えられる。

【参照条文】 法 art.22.

第41条【理事の解任手続】法人の理事の一人ないし複数の解任は、遅くとも裁判所が企業更生計画について裁判するまで、1985年1月25日法律第23条の適用により請求することができる。その理事は、その審問の少なくとも8日前までに、執達書により、または場合により第8条もしくは第9条で定めた方式で、召喚される。

- ② 管理人が請求者でないときは管理人、および債権者の代表者ならびに企業委員会の代表者または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者、あるいは同法第139条第2項の場合は被用者の代表者は、審尋されまたは書記により召喚される。
- ③ 弁論は評議部で行われ、主任官がその報告書について審尋を受け、共和国検事が意見を述べる。判決は公開の法廷において下される。
- ④ 判決は、書記の措置により、該当する各理事および法人を適法に代表する機関に執行吏送達がなされる。判決の通知は、第19条に掲げられた機関および上記第2項に規定された者に対してなされる。第21条に規定された登録簿または名簿にその記載がなされる。
- ⑤ 1985年1月25日法律第23条第2項に定められた受託者は、管理人とすることができる。

【参照条文】 法 art.23.

第42条【債務の猶予・免除の提案】企業継続計画のための弁済猶予および債務免除に関する管理人または場合により債務者の提案は、債権者の代表者が知れたる各債権者またはその債権を届け出た債権者ならびに労働法典L. 143-11-4条に規定された組織に対して受領通知請求付書留書簡により伝達する。

- ② この書簡は以下の事項を含む。
 - 1号 1985年1月25日法律第23条の適用の下で訴訟が提起されたことの表示、または下された裁判があるときはその主文。
 - 2号 応答を受けるべき方法が個別的であるか集団的であるかの表示。
 - 3号 1985年1月25日法律第24条第2項第2文の規定の転載。
- ③ 以下のものがこの書簡に添付される。
 - 1号 担保権付負債と無担保の負債との振り分け評価を付した積極および消極財産

の状況一覧表。

2号 管理人または債権者の提案および提供された保証の表示。

3号 債権者の代表者の意見および監査委員が任命されているときはその意見。

④ 債権者の代表者はその応答を、自己のもとに届いたものから順次管理人に通知する。

【参照条文】旧法 D. art. 62, 63, 64,

法 art. 24.

第43条【債務整理案に関する債権者の集会】債権者の代表者が債権者に対して集団的に諮問することを決めた場合、債権者は、債権者の代表者の主宰の下で、前条に規定された書簡において定められた場所および日時に、集会をもつ。招集通知はさらに債務者の本社所在地の法定公告紙に掲載することができる。

② 集会は書簡送付後の15日目と21日目の間に開催されなければならない。

③ 債権者は特別の権限を有する者に代理させることができる。

④ 債権者の代表者は債権者に対して、裁判上の更生の状態および手続開始後の事業の継続に関する報告をなす。

⑤ 債務整理案に関して出席または代理出席した各債権者の同意は書面で取り纏められる。

⑥ 前条に規定された書留書簡の受領から30日の期間内に書面による応答がないときは承認したものと見なされる。

【参照条文】旧法 D. art. 65,

法 art. 24.

第44条【管理人による報告】準備期間満了の遅くとも15日前までに管理人は、1985年1月25日法律第25条に規定された機関および者に対して、受領通知請求付書留書簡によって、上記法律第18条および第21条最終項の規定に従って作成した報告書を伝達する。管理人または場合により債務者は、その報告書について諮問するために企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に集会を持たせる。

② 債務者および債権者の代表者は、前項に定められた書簡の受領の日から8日の期間内に、自己の見解を管理人に対して知らせる。

③ 報告書ならびに諮問に対する応答および同法第25条に規定された議事録は書記

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

課に提出される。あらゆる債権者はそれを閲覧することができる。

【参照条文】旧法 O, art. 23,

法 art. 25.

第45条【報告書不提出の場合の措置】報告書が準備期間満了の遅くとも8日前に管理人または場合により債務者によって提出されなかった場合、あるいは提出できないことが明らかな場合、主任官はそのことを裁判所に報告し、裁判所はとるべき措置を決定する。

【参照条文】旧法 O-D, art. 14,

法 art. 25.

第4節—準備期間中の企業

第1小節—保全措置

第46条【会計書類の交付義務】開始判決から、債務者または所持者たるすべての第三者は管理人に対し、その請求により、検査のために会計文書および帳簿を交付する義務を負う。

【参照条文】旧法 D, art. 26,

法 art. 26.

第47条【会計書類が得られない場合】年次会計書が作成されず、またはそれを利用できなかった場合、管理人は利用できるあらゆる文書または情報に依拠して状況一覧表を作成する。

【参照条文】旧法 D, art. 27.

法 art. 26.

第48条【封印実施手続】主任官が債務者の財産の全部または一部に封印の実施を命じた場合、それは死後の封印のために定められた規則に従ってなされる。

② 封印実施はそれを命じた主任官に通知される。

【参照条文】旧法 D, art. 31,

法 art. 27.

第49条【封印されない財産等の保全】主任官の決定により封印を免除または除去された財産、文書または有価証券については、直ちに管理人または管理人が任命されていないときは債権者の代表者が、その価額の評価を付した目録を作成する。それらが発見されたときの状態は封印実施調書に簡単に記録される。

- ② 管理人または債権者の代表者は財産評価の資格を有するすべての者に補佐させることができる。

【参照条文】旧法 D, art.32, 33.

法 art.27.

第50条【封印解除の要求】管理人または債務者は、目録作成実施のために封印解除を要求する。

【参照条文】旧法 D, art.34.

法 art.27.

第51条【財産目録の作成手続】管理人、または管理人が任命されていないときは債権者の代表者は、債務者またはその知れたる相続人を立ち合わせ、もしくは呼び出して、債務者の財産目録作成を行う。

- ② 目録は複数の正本が作成される。一通は裁判所書記課に提出し、もう一通は管理人または債権者の代表者が保管する。
- ③ 財産の性質または価額から正当化される場合、管理人または債権者の代表者は目録作成および財産の評価のために資格を有するすべての者に補佐させることができる。
- ④ 税関の拘束の下におかれ、または所有権を留保して売却された商品は特別の記載の対象となる。

【参照条文】旧法 D, art.35, 36, 37,

法 art.27.

第52条【社員権のための特別勤定がある場合】管理人は、社員権を表象する持分権が1985年1月25日法律第28条に定められた特別の勤定に振り替えられた理事に対して、会社の総会への参加を可能にする証明書を交付する。

- ② 裁判所が反対の決定をしない限り、更生計画の認可または処理の終結の後最初

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

の利害関係者の請求によりこの特別勘定は終了する。

- ③ 1985年1月25日法律第23条および第193条の適用により、会社持分権、株式、または出資もしくは議決権証明書の譲渡禁止あるいは譲渡が宣言された場合、特別勘定は、譲渡を命じる裁判または譲渡禁止措置を講ずる裁判が既判事項の確定力を得た後に終了する。

【参照条文】旧法 D. art. 39, 40,
法 art. 23, 27, 28, 193,

第53条【債務者の報酬・扶助料の決定】1985年1月25日法律第30条に定められた報酬または扶助料は、主任官が管理人および債権者の代表者の意見に従い定める。

【参照条文】旧法 D. art. 42,
法 art. 30,

第2小節一企業の運営

第54条【管理人の任務変更】管理人の任務の変更請求は裁判所に対する申請によってなし、裁判所は主任官の報告書に基づき、および債務者ならびに1985年1月25日法律第31条第4項によって規定された者が請求者でないときはその者の見解を取り纏めた後、裁判する。

- ② 管理人の任務を変更するあらゆる裁判は、第19条に掲げられた機関に伝達され、第21条に定められた登録簿または名簿に記載される。

【参照条文】法 art. 31, 100.

第55条【主任官による許可の手続】主任官が1985年1月25日法律第33条第2項の適用の下で管理人により提出された許可請求について裁判する場合、書記は、債務者および売却が予定される財産に特別の担保権を有する債権者があるときはその債権者を召喚する。

【参照条文】旧法 D. art. 79,
法 art. 33,

第56条【担保権の差し替え】主任官は、1985年1月25日法律第34条第2項に従って申立

てられた差し替え請求について、債務者または管理人、および該当する債権者ならびに債権者の代表者を審尋し、または書記によってそれらの者を召喚した後に、裁判する。

- ② 担保権の抹消および登記は、主任官がその命令の中でなした法廷命令に基づき、請求者または受益者が要求する。この法廷命令はさらに、費用の負担が課される者を明らかにする。抹消は差し替えられる担保の設定の後でなければなし得ない。

【参照条文】法 art. 34.

第3小節一事業の継続

第57条【経営結果の通知】裁判所が準備期間を延長した場合、管理人は、裁判所の定められた各期間の終わりに、主任官、共和国検事、および債権者の代表者に対して経営結果を通知しなければならない。

【参照条文】旧法 D, art. 43,

法 art. 8, 34,

第58条【経営質貸借契約締結等の裁判の公示】準備期間中の経営質貸借契約の締結を許可する裁判、または事業の全部または一部の停止を命じる裁判は、第19条に掲げられた機関に伝達され、第21条に定められた登録簿または名簿に記載される。

【参照条文】法 art. 36, 42.

第59条【経営質貸借契約による場合の措置】事業が経営質貸借契約によって継続される場合、管理人は、第57条に定められた条件の下で、経営質借人によるその約定の履行および経営の結果について、経営質借人の受け取った金銭の額を明らかにして、報告しなければならない。

- ② 管理人は経営質借人にあらゆる文書および情報を伝達させ、その任務に必要な調査を行わせることができる。

【参照条文】法 art. 42, 43.

第60条【貸付および支払猶予の許可の公示】1985年1月25日法律第40条第2項第3号に従って貸付の許可および支払猶予の同意をなす主任官の裁判は第21条に定められ

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

た登録簿または名簿に記載される。

【参照条文】法 art. 40.

第61条【定期的に生じる債権の一覧表】 管理人または場合により債務者は、準備期間満了の2カ月後に、1985年1月25日法律第40条に規定され、支払われていない債権の一覧表を書記課に提出する。

② 書記はこの一覧表を、計画実施監査人、清算人、および第102条第3項の適用の下で売却金を分配するために指名される受託者から請求があればその受託者に、伝達する。書記は提出通知を民事商事公告官報に公示させる。

③ あらゆる債権者はこの債権一覧表を閲覧することができる。この一覧表の作成に関する異議申立は、裁判上の更生手続が進行している裁判所の書記課への届出によりなされ、管理人および債務者が弁論期日に呼び出される。

【参照条文】法 art. 40.

第62条【各種口座の残高の開示・変更】 管理人および債権者の代表者は、主任官および共和国検事が請求したときは、企業の銀行口座または郵便口座の残高、ならびに預金供託金庫に開設された口座の残高をそれらの者に指摘する。

② 事業の継続に必要な場合、主任官は、企業の口座と預金供託金庫に開設された口座との間の金銭の分配を変更することができる。

【参照条文】旧法 D, art. 43,

法 art. 41,

第4小節一被用者の地位

第63条【解雇命令の方式・送達】 1985年1月25日法律第45条の適用の下で主任官により下される命令は、解雇が許可される被用者数ならびに関係する事業および職業資格を表示する。

② 命令は企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に送達され、同法第139条第2項の場合には被用者の代表者に送達される。

【参照条文】法 art. 45.

第64条【計画法による解雇の際の提出書類】1985年1月25日法律第63条の適用の下で管理人または債務者が経済的理由による解雇を計画法の中で定める場合、管理人または債務者は以下の文書を、書記に提出する報告書に添付し、あるいは弁論期日に提出する。

1号 労働法典 L. 321-10条の適用の下で諮問された企業委員会または従業員代表委員の討議の議事録。

2号 労働法典 L. 321-7条第2項の適用の下で諮問された行政機関の意見、または意見がないときは、解雇案を送付した書簡の写し。

【参照条文】法 art. 63.

第2章一債権届出と調査

第1節一債権届出

第65条【中断した訴訟の再開、確定後の措置】1985年1月25日法律第48条の適用により中断された審理は、原告たる債権者の申立により、原告たる債権者が審理の係属する裁判所にその債権届出の写しを提出しかつ債権者の代表者ならびに必要なときは管理人が参加したときから再開される。

② 審理再開後に下された既判事項の確定力を得た判決は、利害関係者の請求により、裁判上の更生手続が進行している裁判所の書記が債権表に記載する。

【参照条文】旧法 D, art. 55.

法 art. 48.

第66条【債権届出の催告】債権者の代表者は、知れたる債権者に対して、開始判決の民事商事公告官報への公示から15日の期間内にその債権を自己に届け出るべきことを、開始判決から8日の期間内に催告する。フランス本国外に住所を有する債権者については、この15日の期間のほかさらに15日間加えられる。

② 債権者の代表者の催告は、債権届出および失権免除請求について遵守さるべき期間ならびに方式に関する法律ならびに規則の規定を転載する。

③ 労働法典 L. 143-11-4 に規定された組織は、1985年1月25日法律第123条に定められた一覧表に記載された債権を、その組織が何らかの理由により支払を拒絶したのもも含めて、届け出る。届出期間は労働法典 L. 143-11-7条第3項に定めら

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

れた支払期間の満了後15日間で終了する。

- ④ 1985年1月25日法律第37条に規定された契約相手方についての届出期間は、契約の継続の放棄があった日が上記第1項に定められた公示の日より後である場合、その日の後15日で満了する。

【参照条文】旧法 D. art. 45, 47.

法 art. 37, 50, 53.

第67条【債権届出の記載内容】1985年1月25日法律第51条に定められた表示の他に、債権届出は以下の事項を含む。

- 1号 債権が証書により成立するものでないときは、債権の存在および額を証明できる資料、その額がまだ確定していないときは少なくとも債権の見積り。
2号 進行が停止されていない利息の計算方法、この表示は後に確定した額についての届出と見なされる。
3号 債権が訴訟の対象となっているときは係属する裁判所の表示。

- ② この届出には、明細について証明する文書が添付され、その文書は写しの提出で足りる。債権者の代表者はいつでも、添付されていない文書の提出を請求することができる。

【参照条文】旧法 D. art. 45.

法 art. 51.

第68条【届出債権の証明】債権が1985年1月25日法律第51条第3項の適用により証明されなければならない最低限度額は、元本について10,000フランとする。

- ② 会計監査役または会計監査役がないときは会計鑑定人の証印、および社会保障機関については会計機関の証印は、主任官が請求することができる。

【参照条文】法 art. 51.

第69条【債権者名簿の記載内容】1985年1月25日法律第52条に従って債務者が作成した債権者名簿は、各債権者の氏名または名称、本社または住所が、開始判決の日にかけていた金額、弁済期の到来した額およびその弁済期日、債権の性質、各債権に伴う担保権および先取特権の表示とともに記載される。

- ② 名簿は、開始判決の言渡しから3日以内に書記課に提出され、債権者の代表者に

伝達される。

【参照条文】法 art. 52.

第70条【失権免除】主任官がもはや職に就いていない場合、裁判所は失権の免除について裁判し、承認される債権の額を定める。その記載は書記が債権表に記載する。

② 失権免除の審理の費用は届け出なかった債権者が負担する。

【参照条文】旧法 D. art. 58, 60,
法 art. 53.

第2節—債権の調査

第71条【債権調査の要否の決定】全部譲渡または裁判上の清算の場合、計画実施監査人または清算人は、その職務を開始してから1カ月以内に、譲渡価格、または積極財産および担保権の付いた債務ならびに無担保の債務の評価を記載した報告書を主任官に交付する。

② この報告書に基づき、計画実施監査人、債権者の代表者、または場合により清算人の見解を取り纏めた後、主任官は1985年1月25日法律第99条に従い債権調査を開始または続行する必要が有るかどうかを決定する。

【参照条文】旧法 D. art. 57,
法 art. 99.

第72条【債権調査手続】債権調査は債権者の代表者が、債務者を立ち会わせまたは呼び出して、および管理人が管理の確保を任務としている場合は管理人を立ち会わせ、監査委員が任命されているときはその補佐を得て行う。

② 1985年1月25日法律第106条および第123条に規定された以外の債権が異議を述べられた場合、債権者の代表者はそのことを受領通知請求付書留書簡により債権者に通知する。同法第54条に定められた30日の期間は、この書簡の受領から起算される。この書簡は異議の対象を明らかにし、登録が提案されている債権があるときはその額を指摘し、上記の第54条の規定を指摘する。

【参照条文】旧法 D. art. 48,
法 art. 54, 99.

第73条【債権の承認・拒絶等の裁判】 1985年1月25日法律第51条に定められた表示を含む債権一覧表ならびに債権者の代表者の提案および債務者の見解は主任官に交付される。

- ② 主任官は必要があれば弁済期未到来の債権の承認について決定する。
- ③ 主任官が自己の属する裁判所の管轄についてまたは債務者もしくは債権者により異議を述べられた債権について裁判する場合、書記は債務者および債権者を受領通知請求付書留書簡により召喚する。書記は債権者の代表者または管理人があるときは管理人に通知する。
- ④ 管轄なしとの決定または債権の異議について裁判する判決は、書記が8日以内に受領通知請求付書留書簡によって当事者に送達する。あらゆる場合に、債権者の代表者および管理人は下された決定の通知を受ける。
- ⑤ 異議なき承認の決定は通常書簡により債権者に送達される。この送達は、債権の承認された額、およびそれに伴う担保権および先取特権を明らかにする。

【参照条文】旧法 D. art. 48, 49, 50, 52, 53, 54, 61,
法 art. 51, 100, 101, 102,

第74条【国庫の債権の承認】 国庫の申請に基づき、主任官は債権者の代表者の意見を取り纏めた後1985年1月25日法律第50条第2項および第106条の適用により仮に承認された債権で、執行名義を備えたものまたは異議が述べられなかったものの最終的承認を宣言する。主任官がもはやその職務に就いていない場合、裁判所所長は、国庫の代表者の申請により係属し、最終的承認を宣言する。この裁判は債権表に記載される。

- ② 1985年1月25日法律第50条第2項および第106条の規定に反して下された裁判は、下記第157条第3項に定められた期間中控訴が許される。

【参照条文】旧法 D. art. 52,
法 art. 50,

第75条【債権一覧表の閲覧権】 あらゆる者は、主任官の決定が記載され、承認の場合に債権の額ならびにそれに伴う担保権および先取特権を明らかにした債権一覧表を、書記課において閲覧することができる。

【参照条文】法 art. 103,

第3節一労働契約から生じる債権の調査

第76条【調査手続】被用者、債務者、管理人および被用者の代表者から提供された文書または情報に基づき、債権者の代表者は労働契約から生じる債権の調査を行う。この調査は無担保債権の調査がなされないときでもなされる。

- ② 被用者の代表者が調査の処理に立ち会わなかった場合、1985年1月25日法律第123条に定められた債権一覧表は、作成されたものから順次、および遅くとも、労働法典L. 143-11-7条1.および3.に規定された債権については、その条文中で定められた期間の満了の少なくとも3日前までに、また同条2.および4.に規定された債権についてはその条文中で定められた期間の満了の少なくとも10日前までに、被用者の代表者に伝達される。債権者の代表者は自己が一覧表作成に用いた資料、特に支払台帳および従業員帳簿を被用者の代表者の処分下におく。被用者の代表者は、必要があれば留保または見解を記して一覧表に署名する。署名がない場合、主任官は被用者の代表者がその任務を遂行しうる状態にあったことを確認する。
- ③ 一覧表は、被用者の代表者の要求により、主任官の証印を受ける。一覧表は債権者の代表者が労働法典L. 143-11-4条に規定された組織に対して、上記L. 143-11-7条にそれぞれの債権の種類ごとに定められた期間の満了前に交付する。
- 【参照条文】法 art. 44, 123, 134.

第77条【一覧表の記載事項】労働契約から生じる債権の一覧表は、各被用者の同一性、その労働契約の性質、企業に入社した日、従事している職およびその資格、会社代表権の行使の有無、労働契約解消の日、既に支払われた金銭およびなお支払われるべき金銭を記載する。この金銭額は法定および協約による天引額を控除して計算される。

【参照条文】法 art. 44, 123,

第78条【被用者に対する通知と失権免除】債権者の代表者は各被用者に対して、承認または拒絶された債権の性質および金額を、あらゆる手段により通知し、債権一覧表を書記課に提出した日を指摘する。債権者の代表者は1985年1月25日法律第123条に定められた失権期間が下記第3項に定められた掲示のときから進行することを指摘する。自己の債権が承認された被用者は支払いの時期について通知を受ける。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

- ② 自己の債権が見落された被用者は、上記法律第53条第2項に定められた期間内に労働裁判所によって失権を免除されることができる。失権の免除は労働法典 L. 143-11-4条に規定された組織にもその効力が及ぶ。
- ③ 上記法律第123条に規定された公示は、債権者の代表者の要求により、債権一覧表の全体が裁判所書記課に提出されたことを指摘する通知の掲示によってなされる。この掲示は、企業本社の屋内およびその入り口に、ならびに企業の営業所内およびその入り口になされる。それは労働法典 L. 143-11-1条に定められた最後の保証期間の満了後遅くとも3カ月以内になされる。
- ④ 債権者の代表者により署名された通知には企業本社に掲示した日付をつける。この日付は上記第123条に定められた失権期間を進行させる。
- ⑤ 企業本社またはその営業所において掲示が不可能である場合、通知は企業の本社または営業所がある地域の市町村役所に掲示される。

【参照条文】法 art. 53, 123.

第79条 **【A. G. S.による支払拒絶】**労働法典 L. 143-11-4条に規定された組織は、同法典 L. 143-11-7条が未払金払い込みのために定めたのと同一の期間内に、一覧表に記載された債権の支払の拒絶を債権者の代表者に知らせる。この組織は拒絶された債権の性質および額、ならびにその拒絶理由を指摘する。

- ② 債権者の代表者は上に規定された組織による債権支払拒絶を被用者に通告し、被用者の代表者にそれを通知する。

【参照条文】法 art. 125.

(注) A. G. S. は、Association pour la gestion du régime d'assurance des créances des salariés の略である。

第80条 **【A. G. S.に対する返還等】**債権者の代表者、計画実施監査人、または清算人は、労働法典 L. 143-11-4条に規定された組織に対して、その組織が前貸したもので、支払名義の有効期間が満了したときに被用者が受け取らなかった金銭を返還する。この組織は払い込みの請求をした被用者に対して負っている金銭を払い込む。

【参照条文】法 art. 125.

第81条 **【債権者の代表者に対する情報提供】**管理人または場合により債務者は、開始判

決の日に労働裁判所の下で進行している審理について、すべての有用な情報を債権者の代表者に与える。

【参照条文】法 art.124.

第 4 節一債権表

第82条【債権表】債権一覧表および労働契約から生じる債権の一覧表の全体は1985年1月25日法律第103条の意味での債権表を構成する。

【参照条文】法 art.103.

第83条【債権表の公示】書記は、債権表が構成され書記課に提出されたことを指摘する公告を民事商事公告官報に公示させる。異議申立期間はこの公示から15日間であり、その旨の記載が公告になされる。

【参照条文】旧法 D. art.50, 51,

法 art.103.

第84条【異議に対する措置】第三者による異議は書記課への届出により提起され、書記によって債権表に記載される。書記は、受領通知請求付書留書簡により関係当事者を召喚し、債権者の代表者および管理人に通知する。

- ② 書記は受領通知請求付書留書簡により、主任官の決定を8日以内に送達する。債権者の代表者および管理人がいるときは管理人は、その通知を受ける。

【参照条文】旧法 D. art.53, 54.

法 art.103.

第85条【確定判決の債権表への記載】既判事項の確定力を得た判決により自己の権利を認められた債権者は、その判決の謄本を、裁判上の更生手続が進行している裁判所の書記に送付する。書記はその判決を債権表に記載する。

【参照条文】法 art.48, 104.

第3章—企業継続または譲渡計画

第1節—計画に関する判決に共通の規定

第86条【関係者の召喚、審尋】管理人の報告書または計画案の書記課への提出のときから書記は、受領通知請求付書留書簡によって、債務者、および企業委員会の代表者または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者、もしくは1985年1月25日法律第139条第2項に定められた場合被用者の代表者を、評議部に召喚する。

- ② 共和国検事ならびに管理人および債権者の代表者は弁論期日の日付の通知を受ける。
- ③ 届出債権額の少なくとも100分の15を代表するあらゆる債権者または債権者の集団は、審尋を受ける目的で理由を付した届出を書記課になした場合、裁判所によって審尋される。

【参照条文】旧法 D. art. 61, O-D. art. 16.

法 art. 61.

第87条【計画確定判決】企業継続または譲渡の計画を確定または拒絶する判決は公開の法廷で下される。

- ② 判決の写しは書記が第19条に掲げられた機関ならびに同条第3号に定められた条件の下で共和国代表官に対して直ちに送付する。
- ③ 計画を確定する判決は、第21条に定められた公示の対象となる。

【参照条文】旧法 D. art. 72, O-D. art. 17, 19,

法 art. 61.

第88条【管理人と債権者の代表者の事後処理】管理人は、主任官がなおその職務に就いているときは主任官に対して、または裁判所所長に対して、1985年1月25日法律第66条に従って計画実施を可能にする行為の実行について報告する。

- ② 債権者の代表者は、債権調査の完了および労働法典 L. 143-11-7 条の適用の下で被用者に負っていた金銭の払い込みを確認した後、自己の任務を終了させた主任官に対してその任務について報告する。
- ③ 管理人および債権者の代表者は、預金供託金庫に対してなした収支処理に関する計算書の正本を、その任務完了に続く2カ月以内に債務者に送達し、書記課に提

出する。あらゆる債権者は書記課においてその閲覧をなすことができる。

- ④ 債務者は、書記課への届出により裁判所に対して計算書についての異議を述べ
るため、送達から8日の期間を有する。

【参照条文】旧法 D. art. 75, O-D. art. 23,
法 art. 66.

第89条【主任官の職務の終了】主任官の職務は、管理人および債権者の代表者の計算書の最終的呈示により終了する。

【参照条文】旧法 D. art. 75,
法 art. 14.

第90条【継続中の審理の追行者】管理人または債権者の代表者が当事者となり、それらの者の任務が終了したときにまだ終結していなかった審理は、計画実施監査人が追行し、計画実施監査人がその職務に就いていないときは、裁判上の更生手続の進行していた裁判所によって指名される臨時受託者が追行する。

【参照条文】法 art. 67.

第91条【計画実施監査人に対する金銭交付の許可】主任官または主任官がその職務に就いていないときは裁判所所長は、計画実施監査人にその任務遂行に必要な金銭を交付することを、債務者または譲受人に対して許可する。

【参照条文】法 art. 67.

第92条【計画実施監査人の解任手続】計画実施監査人の解任が共和国検事により請求された場合、または裁判所が同じ目的で職権により係属した場合、利害関係者の召喚は、場合により第8条または第9条に定められた方式および手続によってなされる。

【参照条文】法 art. 67.

第93条【処理全体の監査人の任命】一部譲渡を伴う企業継続の場合、裁判所は処理全体の実施監査人一名を任命することができる。

【参照条文】法 art. 67, 69.

第94条【計画実施監査人による報告】計画実施監査人は、裁判所所長および共和国検事に送付される報告書において、債務者、譲受人または他のすべての者による計画の不履行を指摘する。

- ② 報告書は企業主の見解を引用し、計画実施を可能にする解決があるときはそれを提案する。
- ③ 計画実施監査人はその任務について裁判所所長に報告する。計画実施監査人はこの報告書をその任務完了に続く2カ月以内に書記課へ提出する。債務者または場合により譲受人は、第88条第4項に定められた方式および期間において、この報告書に異議を述べることができる。

【参照条文】旧法 D. art. 73,
法 art. 67.

第95条【計画変更の手続】1985年1月25日法律第68条の適用の下でなされる請求は債務者または譲受人による書記課への届出により行われる。

- ② 書記は、受領通知請求付書留書簡により、請求書、および第12条に従って指名された企業委員会の代表者または企業委員会がないときは従業員代表委員の代表者を、評議部に召喚する。書記は、弁論期日の日付を共和国検事ならびに計画実施監査人に通知する。
- ③ 変更が債務履行の方法に及ぶ場合、債務者は関係する債権者に通知する。その場合、承認された債権額の少なくとも100分の15を代表するあらゆる債権者または債権者の集団は、その請求により審尋されるが、そのためには理由を付した届出を書記課にしなければならない。
- ④ 裁判所は公開の法廷において裁判する。判決は下記第97条の規定に従って執行吏送達および送達がなされる。

【参照条文】旧法 O-D. art. 19,
法 art. 68.

第96条【計画変更判決の公示】計画を変更する判決の写しは第19条および第87条に規定された機関に送付される。判決は第21条に定められた公示の対象となる。

【参照条文】旧法 O-D. art. 19,
法 art. 68.

第 2 節 一企業の継続

第97条【継続計画に関する判決】継続計画を確定または拒絶する判決は、共和国検事以外の控訴提起の資格を有する者に対して、書記の措置により執行吏送達がなされる。この判決はさらに、1985年1月25日法律第62条に従いその実施を義務付けられるすべての者に対して、書記が送達する。

【参照条文】法 art.61, 62, 69.

第98条【財産売却の許可】1985年1月25日法律第70条に定められた許可は、裁判所が計画実施監査人の報告書に基づいて与える。

【参照条文】法 art.70

第99条【定款変更のための総会招集手続】計画の項目に従った定款変更を求められた社員総会または臨時総会は、第33条から第40条までの定められた方式および期間によって招集される。

【参照条文】法 art.72

第100条【担保差し替えの裁判】1985年1月25日法律第78条に定められた担保の差し替えは、裁判上の更生手続が進行している裁判所が命じる。債務者、債権者および計画実施監査人は、審尋され、または書記によって召喚される。

- ② 担保権の抹消および登記は、費用負担の課される者を明らかにした判決に含まれる法延命令に基づき、請求者または受益者が要求する。抹消は、差し替えられる担保の設定の後でなければ行うことができない。

【参照条文】法 art.78

第101条【免除・猶予を免れる債権の限度額】1985年1月25日法律第76条の適用の下で免除も猶予も受けずに返済される債権のそれぞれの最高額は250フランとする。

【参照条文】法 art.76

第102条【担保権が設定された財産の売却手続】1985年1月25日法律第34条および第78条に規定された財産の売却代金または割当代金は預金供託金庫に振り込まれる。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (3)

計画実施監査人または場合により清算人は、代金を債権者に分配し、弁済を行い、登記の抹消をなす。

- ② 不動産の売却の場合、代金は、民法典第2181条以下に規定された抵当権濺除の方式を完了した後、下記第140条から第151条までに規定された順位に関する手続に従って、払い込まれる。
- ③ 上記法律第78条に規定された財産の売却の際に計画実施監査人がその職務を終了していた場合、代金の分配は、手続の進行している裁判所の所長により指名された臨時受託者が行う。

【参照条文】法 art.34, 78.

第103条【債務者による年次報告】債務者は、計画により定められた期間内に、金融に関する約定の履行について年次報告をなす。債務者はこの報告書を、計画実施監査人に、および計画実施監査人がその職務を終了していた場合は裁判所所長に交付する。この報告書は書記課に提出され、あらゆる債権者はそこで報告書を閲覧することができる。

【参照条文】法 art. 80.

第3節 一企業の譲渡

第104条【譲渡計画に含まれない財産の売却】1985年1月25日法律第81条最終項に規定された財産の売却は計画実施監査人が行う。その場合、主任官は、上記法律第154条から第156条までによって付与されている権限を行使するために、その職務にとどまる。

- ② 不動産譲渡代金の分配は、順位に関する手続について下記第140条から第151条までに定められた規則に従う。

【参照条文】法 art. 14, 81.

第105条【契約等の移転に関する裁判】裁判所が、1985年1月25日法律第86条に規定された契約譲渡について、または第93条に規定された質権の移転について、宣言するよう求められた場合、契約相手方または質権者は、書記の責任において、受領通知請求付書留書簡によって弁論期日に召喚される。

【参照条文】法 art. 86, 93.

第106条【**終結手続**】譲渡行為の完了および債権調査の後、主任官は手続終結のため裁判所に報告をなす。

② 終結の判決は第21条に定められた公示の対象となる。

【参照条文】法 art. 92.

第107条【**譲渡代金不払いの場合**】1985年1月25日法律第90条の適用については、譲受人が評議部における審尋を受けるために、書記によって召喚される。

【参照条文】法 art. 90.

第108条【**担保権が設定された財産の売却と通知**】1985年1月25日法律第93条最終項に定められた場合において、譲受人は譲渡された財産のあらゆる売却をあらかじめ計画実施監査人に対して通知する。計画実施監査人は追及権を有する債権者に通告する。

【参照条文】法 art. 93.

第109条【**経営賃貸借における侵害等の指摘、提案**】計画実施監査人は、裁判所所長および共和国検事に送付する報告書において、経営賃貸借に供された部分へのあらゆる侵害ならびに経営賃借人によるその義務の不履行を指摘する。この報告書は経営賃借人の見解を引用し、計画実施を可能にする解決があるときはそれを提案する。

【参照条文】旧法 D, art. 73.

法 art. 95.

第2編—簡易手続

第110条【**通常制度の適用**】上記第1編および下記第3編以下の規定は本編の規定に反しない限り簡易手続に適用される。

【参照条文】法 art. 137.

第111条【手続開始】 当事者および1985年1月25日法律第6条に規定された者の評議部における審問の後、裁判所は上記法律第140条に定められた調査を命じて手続を開始する。裁判所は出席した当事者に対して、同法第142条に従い調査報告について裁判する弁論期日の日付を告知することができる。この告知は召喚の代わりとなる。出席または代理出席をしなかった者は、書記の責任においてその弁論期日の日付の通告を受ける。主任官の調査報告は口頭で提出することができる。

【参照条文】法 art. 139.

第112条【事業継続判決】 裁判所は、更生計画案の作成のための事業継続を決定する判決において、同法第143条第2項に規定された鑑定人でその協力が必要であると評価した者を指名する。

② この指名は、主任官の報告に基づき職権により、または債務者もしくは管理人の請求により、後日なすことができる。

③ 事業継続を決定する判決は第19条に掲げられた機関に伝達される。この判決は第21条に定められた登録簿または名簿に記載される。

【参照条文】法 art. 142.

第113条【裁判上の受託者の通知義務】 債権者の代表者、および管理人が指名されているときは管理人は、前条に規定された判決の1ヵ月後に、主任官および共和国検事に対して、手続の進行ならびに企業の状況について通知する義務を負う。

【参照条文】法 art. 143.

第114条【債権者の代表者の任務】 管理者がないときは、債権者の代表者は第52条により管理人に帰属する職務を遂行する。

【参照条文】法 art. 141.

第115条【主任官による増資額の通知】 主任官は、固有資本の復元のため臨時総会または社員総会に提案されるべき増資の額を、書記の責任において会社の法律上の代表者に通知させる。

【参照条文】法 art. 141.

第116条【計画案の伝達・諮問】1985年1月25日法律第143条第1項に定められた期間の満了の遅くとも15日前に、管理人または債務者は、同法第25条および第139条第2項に規定された者および機関に対して、同法第18条第3項から第5項までおよび第21条最終項に従って作成した更生計画案を伝達する。管理人または債務者は、報告について諮問するために従業員代表委員に集会を持たせる。

- ② 計画案が管理人によって伝達される場合の債務者、債権者の代表者、および1985年1月25日法律第139条(第2項)第2項に規定された場合における被用者の代表者は、管理人または場合により債務者、ならびに主任官に対して、書簡の受領の日¹に続く8日の期間内に、その見解を知らせる。
- ③ 計画案、諮問への応答、ならびに従業員代表委員の討議の議事録または被用者の代表者の意見は書記課に提出される。

【参照条文】法 art.143.

第117条【計画案不提出の場合】計画案が準備期間満了の遅くとも5日前までに書記課へ提出されなかった場合、または提出できないことが明らかな場合、主任官はそのことを裁判所に報告し、裁判所はとるべき措置を決定する。

【参照条文】法 art.145.

第118条【計画案による解雇の必要書類】計画案が経済的理由による解雇を定める場合、主任官は以下の文書をその報告に添付し、または弁論期日に提出する。

- 1号 労働法典L. 321-10条の適用により諮問された従業員代表委員の討議の議事録または被用者の代表者の意見。
- 2号 労働法典L. 321-7条の適用により諮問された行政機関の意見または解雇案の送付書簡の写し。

【参照条文】法 art.63.

(未完)